

第10章 各種教育

1 生涯学習と学校教育

生涯教育の理念は、昭和40年にポール・ラングランによってユネスコの会議で初めて提唱されました。日本においては、平成18年に改正された教育基本法で、その第3条に「生涯学習の理念」が設けられました。それによると「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会にあらゆる場所で学習することができ … (中略) … なければならない。」とあります。現代においては、IT化、グローバル化の進展等、社会・経済の急激な変化に対応し、心豊かで充実した人生を送るために、生涯にわたって学び続けることが求められています。また、教員として、学習を提供する側から児童生徒に生涯学習の能力を身に付けさせるにとどまらず、自らが学習者として学び続ける立場にあることも意識しなければなりません。

生涯学習を進めるには、幼児期、少年期、青年期、成人期、高齢期といったライフステージに応じて進めていく学習と、学校・家庭・地域社会等が相互に連携を図りながら進めていく学習に留意する必要があります。

(1) 生涯学習における学校教育の役割

生涯にわたって学習していくためには、自らの問題を自らの力で解決できる能力（自己教育力）を育成することが大切です。そのためには、まず学校教育において、児童生徒に何をどのように学ぶかという学習の仕方について理解を深めさせることが重要です。

また、今日の少子高齢化、国際化等の社会状況を踏まえ、互いに助け合い、支え合いながら心豊かに生きるため、いわゆる人間としての「生きる力」を育てることが大切です。

(2) 学校・家庭・地域社会の連携

学校は、生涯学習社会を見据え、家庭・地域社会との連携を図り、それぞれの役割と責任を明らかにしながら教育を進めていくことが重要です。

例えば、日常生活において、挨拶や言葉遣いをはじめとして、家族や地域の人々との接し方や協力の仕方等について、学校・家庭・地域社会のそれぞれが、児童生徒の活動場面に即して指導することができるよう、相互の役割を認識し連携することが大切です。

(3) 地域社会における活動

児童生徒が地域等の取組の中で、生活体験、社会体験、自然体験等の様々な活動を行うことで、自ら学び考える力、豊かな人間性、健康・体力等の「生きる力」を育み、自らの新しい価値を見いだしていくことができます。

活動の実施に当たっては、県や市町村並びに社会教育、文化、児童福祉、ボランティア等の関係団体が互いに連携して取り組む必要があります。また、児童生徒の学校外活動の場や機会の充実を目指し、児童生徒が自由に参加できる体制づくりが大切です。

2 国際理解教育

国際理解教育の意義と必要性については、中教審答申の中に次のように述べられています。

「国際化が進展する中であって、広い視野とともに、異文化に対する理解や、異なる文化を持つ人々と共に協調して生きていく態度等を育成することは、子供たちにとって極めて重要なことである。(中略) 相互依存の関係が深まるこれからの国際社会を考えると、このような教育はますます重要なものとなってきており、これからの学校教育においては、国際理解教育の推進についての明確な理念を持ってこの面での教育を充実させていく必要がある。」(中教審「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について(第一次答申)」平成8年7月)

(1) 目指す子供像

国際理解教育は、次のような三つの資質・能力を備えた児童生徒の育成を目指しています。

第10章 各種教育

- 自国の歴史や文化・伝統を理解し大切にすることができる。
- 異文化に対する共感的な理解を深め、共に生きていくことができる。
- 主体的に自己を表現することができる。

(2) 指導上の留意点

国際理解教育は、全教育活動を通して行われることが大切であり、次のような点に留意して指導する必要があります。

ア 自文化理解について

児童生徒が日本人としての自己を確立するために、外国の文化を知ると同時に日本の歴史や文化・伝統を理解し、日本人としての在り方、生き方を認識して、自分の考えや意見をもつことが求められています。

イ 異文化理解について

異文化理解の基本的な考え方は、外国の文化を自国の文化の価値で押し量らないことです。また、文化には優劣はなく、「どちらが正しく、どちらが誤っている」ということはありません。「違い」を「違い」として認めていく態度を育成することが大切です。

ウ コミュニケーション能力の育成について

コミュニケーション能力については、外国語が話せるということだけではなく、自分の考えや意思を相手に正しく伝えたり、相手の考えや意思を正しく受け止め、的確に判断したりしながら、互いに理解を深めていく能力の育成が必要です。

エ 共生について

これからの社会では、文化的背景や社会的背景を異にする人々と共に生きる「他者との共生」が不可欠です。そのためには、相手の立場を共感的に理解していく必要があります。

3 外国人児童生徒教育

外国人労働者を受け入れる枠組みとなる「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が平成30年12月に公布され、今後、来日する外国人の増加が見込まれています。それに伴い、日本語指導が必要な外国人児童生徒数が増加するとともに、より多言語化し、一人一人の状況に応じた指導が必要となることが予想されます。平成29年に改訂された学習指導要領総則にも、日本語の習得に困難のある児童生徒に対する日本語指導が明記されています。

外国人児童生徒に対する教育は、外国人児童生徒の日本における生活の基礎となるものです。児童生徒一人一人の日本語能力を的確に把握してきめ細かな指導を行うことにより、外国人児童生徒が、必要な学力等を身に付けて、自信や誇りをもって学校生活において自己実現を図ることができるようにしなければなりません。外国人児童生徒教育を充実するためには、学校管理職、日本語指導担当教師、在籍学級担任等が協力・連携することが不可欠です。

(1) 学校全体の児童生徒の指導

学びの拠点は、在籍学級です。外国人児童生徒が、在籍学級での学習活動に参加できるようにするためには、そこで児童生徒が安心して学び、生活できることが非常に重要です。外国人児童生徒が学級で受け入れられるためには、「異文化理解」「多文化共生」「人権尊重」等の教育が必要不可欠です。在籍学級のみならず、「違いを認め、互いに助け合える共生を目指した学校」であることこそが大切です。

(2) 学校の受入れ体制づくり

校内の教職員のそれぞれが自分の役割を認識し、共通理解をした上で、連携して教育に当たることが重要です。

(3) 日本語指導・教科指導について

平成26年の制度改正により、日本語指導が必要な児童生徒に対しては、日本語の能力に応じた特別の指導を行うための「特別の教育課程」を編成し、実施することが可能になりました。別の教室等での日本語能力に応じた特別の指導や在籍学級での日本語指導員等の支援を得た指導、在籍学級での担任や教科担任等授業者の配慮による指導等の工夫が考えられます。

なお、外国人児童生徒の指導については、富山県教育委員会作成の「外国人児童生徒教育の手引」や以下のWebサイト等を参考にしてください。

<参考資料・Webサイト>

- ・外国人児童生徒教育の手引 富山県教育委員会 平成6～令和2年度
- ・外国人児童生徒受け入れの手引き 改訂版 文部科学省 平成30年度
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/002/1304668.htm
- ・帰国・外国人児童生徒教育のための情報サイト「かすたねっと」 文部科学省
<http://www.casta-net.jp>
 外国人児童生徒教育のための教材を検索できる。
- ・外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメント DLA 文部科学省 平成25年度
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1345413.htm
 外国人児童生徒の日本語能力を把握し、その後の指導方針を検討する際の参考となる情報を提供している。

※「特別な教育課程」を編成する場合の指導計画・実施報告書の様式例・記入例は、以下のホームページからダウンロードできます。
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1341903.htm

4 環境教育

「自然環境や資源の有限性等を理解し、持続可能な社会づくりを実現していくことは、我が国や各地域が直面する課題であるとともに、地球規模の課題でもある。子供たち一人一人が、地域の将来などを自らの課題として捉え、そうした課題の解決に向けて自分たちができることを考え、多様な人々と協働し実践できるよう」求められています。

(中教審答申「学習指導要領改訂の基本的な方向性」平成28年12月より)

環境学習では、私たちの活動に起因する環境負荷が、地域の環境や地球環境に影響を与えていることについて理解と認識を深め、問題解決に向けて主体的に取り組むことが大切です。

(1) 学習の進め方と留意点

学校における環境教育は、全ての教育活動の中で体験を通して行うことが望ましく、これら相互の関連を図りながら、総合的に取り組むことが必要です。

○ 学校における環境教育は、小学校、中学校、高等学校の各段階を通して行われるため、児童生徒の発達の段階に対応した教材の選択、指導方法の工夫が大切です。

(ア) 小学校低学年・中学年

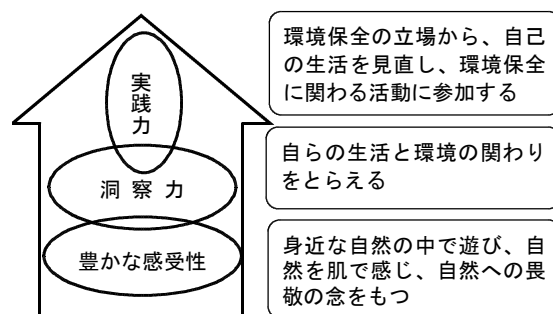
自然に触れ、自然の事物・現象から感受する活動の機会を多くもたせ、守るべき自然がどのようなものであるかを知らせる。

(イ) 小学校高学年・中学校

環境に関わる事象に直面させ、具体的に認識させるとともに、因果関係や相互関係の把握力、問題解決能力を育成する。

(ウ) 高等学校

環境問題を総合的に思考・判断し、賢明な選択・意志決定が行えるような学習活動を課し、環境保全や環境の改善に主体的に働きかける能力や態度を育成する。



【環境学習の流れ】

- 問題解決の能力や態度を育成するには、地域の環境の実態を把握し、具体的な自然環境や社会環境にみられる環境問題を教材として取り扱うことが大切です。
- 総合的な学習の時間を利用して教科の枠を超えた学習を行うために、教師間の共通理解や家庭及び地域社会との連携を図り、協力体制をつくる必要があります。

(2) 内容の取り上げ方

環境教育では、身近な環境事象の中から環境学習の課題を見だし、以下のようなことに留意しながら活動する態度を育成することが必要です。

- 身近な環境事象の学習の対象は、自然事象から社会・文化事象まで多岐にわたるので、体験させることや期待する成果を焦点化する。
- 地域の実態や児童生徒の興味・関心に応じた多様な教材を開発し、児童生徒が主体的に学習を進めることができるようにする。
- 「環境から学ぶ」「環境について学ぶ」「環境のために学ぶ」の三つの視点から教材を把握することに心がける。
 - ・ 環境から学ぶ … 自然観察マップづくり、森の生き物調べ、地形観察等
 - ・ 環境について学ぶ … 指標生物による自然度調べ、酸性雨調査、川の水質調査等
 - ・ 環境のために学ぶ … ごみ減量作戦、省エネ省資源作戦、身近な自然の保全等
- 身近な環境の体験から始めることが適切であるが、地域的・時間的な比較によってより認識を深められるように、映像教材やICT等を活用する。
- 環境教育には関係がないように思える事象でも、別の視点から見ると適切な学習内容になり得るので、地域の素材を環境教育の視点から見直す。

<環境教育で参考になるWebサイト>

- ・「環境教育に活用 できる学校づくり実践事例集(平成23年9月)」
http://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/ecoschool/detail/1311403.htm
文部科学省が作成した事例集で、環境教育に学校施設を活用している先進的な取組や学校の施設づくりの工夫を紹介している。
- ・「教育現場におけるSDGsの達成に資する取組 好事例集」
https://www.mext.go.jp/unesco/sdgs_koujireisyu_education/index.htm
文部科学省が作成した事例集で、教育現場において取り組まれているSDGsの達成に資する様々な事例を紹介している。
- ・「ECO学習ライブラリー」 <http://eco.env.go.jp/>
環境省が、環境教育・環境学習に関する情報を総合的に提供している。
- ・「公益財団法人 とやま環境財団」 <http://www.tzk.or.jp/>
富山県内の人材、場、学習機会等環境教育に関する情報を提供している。
- ・「環境:川で学ぼう・遊ぼう」 <http://www.mlit.go.jp/river/kankyo/play/>
国土交通省河川局が、川の学習をするための総合的な情報を提供している。
- ・「森で学ぼう!! 森林環境教育ネットワーク」 <http://www.shinrinreku.jp/feenet/index.html>
森林環境教育の事例集を提供している。

5 情報教育

情報教育は、情報活用能力を育成することによって、学習者が情報を適切に活用して合理的判断や創造的思考、表現・コミュニケーション等に役立てられるようにすることを目的とした教育活動です。文部科学省は、情報活用能力を学習の基盤となる資質・能力として位置付け、以下の三つの観点に整理しています。学校における情報教育では、これらの観点を相互に関連付けて、児童生徒の発達の段階に応じて、情報活用能力をバランスよく身に付けさせることが重要です。

【情報活用の実践力】

- ・ 課題や目的に応じた情報手段の適切な活用
- ・ 必要な情報の主体的な収集・判断・表現・処理・創造
- ・ 受け手の状況等を踏まえた発信・伝達

【情報の科学的な理解】

- ・ 情報活用の基礎となる情報手段の特性の理解
- ・ 情報を適切に扱ったり、自らの情報活用を評価・改善したりするための基礎的な理論や方法の理解

【情報社会に参画する態度】

- ・ 社会生活の中で情報や情報技術が果たしている役割や及ぼしている影響の理解
- ・ 情報モラルの必要性や情報に対する責任
- ・ 望ましい情報社会の創造に参画しようとする態度

(1) 発達の段階による指導上の留意点

情報活用能力を育成するためには、児童生徒の発達の段階に応じて、小・中・高等学校の各段階における系統的・体系的な情報教育を実施する必要があります。

ア 小学校段階

コンピュータや情報通信ネットワーク等の積極的な活用を通じて、その基本的な操作の習得や情報社会で適正に活動するための情報モラル等に関する指導の充実を図ることが大切です。

イ 中学校段階

発達の段階に応じた情報モラルを身に付けるとともに、情報手段を適切かつ主体的、積極的に活用できるようにするための指導の充実を図ることが大切です。情報手段の構成・仕組み等の理解とそれらを基にした情報モラル、情報技術の活用に関わる能力・態度を身に付けるために技術・家庭科と各教科等が相互に関連を図り、指導において連携や協力をする必要があります。

ウ 高等学校段階

情報及び情報手段の特性等を科学的に理解し、情報モラルを確実に身に付けるとともに、情報手段を適切かつ実践的、主体的に活用できるようにするための指導の充実を図ることが大切です。その際、共通教科情報科と各教科等が相互に関連を図り、指導において連携や協力をする必要があります。

(2) ネットワーク活用による教育活動の拡がり

高度情報通信社会には、従来からのコンピュータを単体で活用することに加え、複数のコンピュータが、情報通信ネットワークによって一体となって機能するという特徴があります。すなわち、一つの学校の枠を越えて、様々な学校や地域との情報の共有・交流を行い、それらとの連携の下に次のような教育活動を展開できる可能性があります。

- 豊富な教材の共有
- 他の学校との情報交換や合同授業
- 社会教育施設との情報交換
- 国際理解教育や環境教育との連携
- 病気で療養している児童生徒の教科学習等の補完

(3) 情報モラル教育

情報化の進展に伴い、インターネットを利用した誹謗中傷やいじめ、個人情報の流出やプライバシーの侵害、インターネット犯罪や有害情報、ウイルス被害、ネット依存等、児童生徒に悪影響を与える情報化の「影」の部分が大きな問題となっています。これらの背景として、情報過多及びその質の多様化により、「必要かつ信頼性の高い情報を選択することの難しさ」「疑似体験と実体験との混同」「人間関係の希薄化」「真の生活体験、自然体験の不足」等、情報社会の様々な要因が考えられます。

こうした問題を踏まえた上で、「情報社会で適正に活動するための基となる考え方や態度」である「情報モラル」について指導することが重要です。

一人一人が情報の発信者となる現代においては、個人情報の保護や著作権に対する正しい認識をもつこと、悪質な行為は許されないこと等、個人情報やセキュリティについての理解が必要です。特に、インターネット利用に関しては、SNS等で他人の悪口を書き込む、勝手に他人の個人情報を載せる、なりすましメールやなりすまし投稿をする、迷惑メールやチェーンメール、コンピュータウイルスをまき散らすなどの行為が、情報に限らず、人としてのモラルに反する行為であることを意識させることが重要です。また、自分の健康や将来という観点からも、インターネットを使用する時間を決めて、規則正しい生活を送ることの大切さを理解させることが大切です。そのためにも、保護者と連携して、インターネットを使用する上での家庭でのルールづくりやフィルタリングの設定を行うことが重要です。

さらに、コンピュータ等を通して体験するものはあくまで間接体験や疑似体験であって、実際の生活体験、社会体験、自然体験こそが大切であることを理解させる必要があります。コンピュータ等の情報通信機器はあくまで自分を助ける「道具」であること、そして、自らの考えをもち、自ら判断し、自らの責任において行動することが大切であることを十分理解させなければなりません。情報モラル教育のねらいは、出会うかもしれない危険をうまく避ける知恵を与えるだけでなく、情報化の「影」の部分を理解した上で、情報社会の特性の理解を進め、自分自身で的確に判断する力を育成することにあります。

<情報モラルの指導で参考になるWebサイト>

- ・「情報モラル教育の充実 児童生徒向け啓発資料」
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1369617.htm
- ・「情報化社会の新たな問題を考えるための教材<児童生徒向けの動画教材、教員向けの指導の手引き>」
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1416322.htm
- ・「情報モラルに関する指導の充実に資する(児童生徒向けの動画教材、教員向けの指導手引き)・(保護者向けの動画教材・スライド資料)」等 文部科学省
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/1368445.htm
- ・「ネットいじめの未然防止及び解決に向けた指導と対応:校内研修シリーズ No45」
<https://www.nits.go.jp/materials/intramural/045.html>

(4) プログラミング教育

令和2年度から全面実施された小学校学習指導要領ではプログラミング教育が導入されました。小学校におけるプログラミング教育のねらいは①「プログラミング的思考」（自分が意図する一連の活動を実現するために、どのような動きの組合せが必要であり、一つ一つの動きに対応した記号を、どのように組み合わせたらよいのか、記号の組合せをどのように改善していけば、より意図した活動に近づくのか、といったことを論理的に考えていく力）を育むこと、②プログラムの働きやよさ、情報社会がコンピュータ等の情報技術によって支えられていること等に気付くことができるようにするとともに、コンピュータ等を上手に活用して身近な問題を解決したり、よりよい社会を築いたりしようとする態度を育むこと、③各教科等の内容を指導する中で実施する場合には、各教科等での学びをより確実なものとするための三つが挙げられています。

プログラミングに取り組むことを通じて、児童がおのずとプログラミング言語を覚えたり、プログラミングの技能を習得したりするといったことは考えられますが、それ自体をねらいとしているのではないことを押さえておかななくてはなりません。また、学習指導要領では児童にプログラミングを体験させることが求められており、プログラミング教育全体において児童がコンピュータをほとんど用いないことは望ましくないことに留意する必要があります。

プログラミング教育に関する具体的な取組として、学習指導要領においては算数科の正多角形の作図（小5）、理科の電気の性質や働き（小6）等が例示されていますが、それ以外の教科・学年・単元等でもプログラミング教育を取り入れることが可能です。

なお、プログラミング教育に関する詳しい内容は令和2年2月に文部科学省で作成された「小学校プログラミング教育の手引（第三版）」を参考にしてください。

(5) 教科指導におけるICT活用場面と教員の指導力

教科指導におけるICT活用とは、教科の学習目標を達成するために、教員や児童生徒がICTを活用することです。学習指導要領解説には、各教科等においてICT活用の例が示されています。これらは、以下の三つに分類することができます。

ア 学習指導の準備と評価のための教員によるICT活用

よりよい授業を実現するために、教員がICTを活用して授業の準備を進めたり、教員が学習評価を充実させるためにICTを活用したりすること。

イ 授業での教員によるICT活用

教員が授業のねらいを示したり、学習課題への児童生徒の興味・関心を高めさせたり、学習内容を分かりやすく説明したりするために、教員による指導方法の一つとしてICTを活用すること。

ウ 児童生徒によるICT活用

教科内容のより深い理解を促すために、児童生徒が、情報を収集・選択したり、文章や図・表にまとめたり、表現したりする際に、あるいは、繰り返し学習によって知識の定着や技能の習熟を図る際に、ICTを活用すること。

教員に求められるこれらの指導力は、「教員のICT活用指導力の基準」* に示されており、自己チェックをしたり、指導例を参考にしたりすることができます。

学習指導の効果を高めるICT活用のためには、ICT活用と教員の指導力との関連を意識する必要があります。単に授業でICTを活用すれば教育効果が期待できるものではありません。「ICTそのものが児童生徒の学力を向上させる」のではなく、「ICT活用が教員の指導力に組み込まれることによって児童生徒の学力向上につながる」のであり、ICT活用のタイミングや活用する上での創意工夫等、教員の指導力が教育効果に大きく関わっていると考えられます。

*「教員のICT活用指導力の基準(チェックリスト)」 文部科学省

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1416800.htm

(6) 学習場面に応じたICT活用の分類例

ICTを効果的に活用した学習場面は、「一斉指導による学び(一斉学習)」、「子供たち一人一人の能力や特性に応じた学び(個別学習)」、「子供たち同士が教え合い学び合う協働的な学び(協働学習)」の三つに分類することができます。

ア 一斉学習

挿絵や写真等の拡大・縮小や、画面への書き込み等を活用して分かりやすく説明することにより、子供たちの興味・関心を高めることが可能となります。

例① 教師による教材の提示

教師が教材を提示する際に、大型提示装置や学習者用コンピュータに、画像、音声、動画等を拡大したり書き込みながら提示したりすることにより、学習課題等を効果的に提示・説明することができます。

例② デジタル教科書・教材の活用

動画・アニメーション・音声等を含むデジタル教科書・教材を利用することにより、子供たちの興味・関心の喚起につながるとともに、学習活動を焦点化し、子供たちの学習課題への理解を深めることができます。

イ 個別学習

デジタル教材等の活用により、自らの疑問について深く調べることや、自分に合った進度で学習することが容易となります。また、一人一人の学習履歴を把握することにより、個々の理解や関心の程度に応じた学びを構築することが可能となります。

例① 調査活動

インターネットやデジタル教材を用いた情報収集、観察における写真や動画等による記録など、学習課題に関する調査を行うことが挙げられます。学習者用コンピュータ等を用いて写真・動画等の詳細な観察情報を収集・記録・保存することで、細かな観察情報による新たな気付きにつなげることができます。

例② 思考を深める学習

シミュレーション等のデジタル教材を用いた学習課題の試行により、考えを深める学習を行うことが挙げられます。試行を容易に繰り返すことにより、学習課題への関心が高まり、理解を深めることができます。また、デジタル教材のシミュレーション機能や動画コンテンツ等を用いることにより、通常では難しい実験の試行を行うことができます。

ウ 協働学習

タブレットPCや電子黒板等を活用し、教室内の授業や他地域・海外の学校との交流学習において子供同士による意見交換、発表等お互いを高め合う学びを通じて、思考力、判断力、表現力等を育成することが可能となります。

例① 協働での意見整理

学習者用コンピュータ等を用いてグループ内で複数の意見・考えを共有し、話し合いを通じて思考を深めながら協働で意見整理を行うことが挙げられます。クラウドサービスを活用するなどして、学習課題に対する互いの進捗状況を把握しながら作業することにより、意見交流が活発になり、学習内容への思考を深めることが可能となります。また、学習者用コンピュータや大型提示装置に、クラウドサービスを活用してグループ内の複数の意見・考えを書き込んだスライドや、書き込みをしたデジタル教科書・教材を映すこと等により、互いの考えを視覚的に共有することができ、グループ内の議論を深め、学習課題に対する意見整理を円滑に進めることが可能となります。

例② 協働制作

学習者用コンピュータを活用して、写真・動画等を用いた資料・作品を、グループで分担したり、協働で作業しながら制作したりすることが挙げられます。グループ内で役割分担し、クラウドサービスを活用するなどして、同時並行で作業することにより、他者の進み具合や全体像を意識して作業することが可能となります。また、写真・動画等を用いて作品を構成する際、表現技法を話し合いながら制作することにより、子供たちが豊かな表現力を身に付けることが可能となります。

(文部科学省 「教育の情報化に関する手引-追補版-」より)

<参考Webサイト>

- ・「教育の情報化に関する手引 -追補版-」 文部科学省
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/mext_00117.html
- ・「各教科等の指導におけるICTの効果的な活用に関する参考資料」 文部科学省
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/mext_00915.html
- ・「情報活用能力を育成するためのカリキュラムマネジメントの在り方と授業デザイン」 文部科学省
https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afielddfile/2019/09/18/1416859_01.pdf
- ・「主体的・対話的で深い学びの実現に向けたICT活用の在り方と授業事例」 文部科学省
https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afielddfile/2019/06/04/1416859_03.pdf
- ・「発達障害のある子供たちのためのICT活用ハンドブック」 文部科学省
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1408030.htm